

平成26年12月19日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 あて

静岡県議会議長 多家 一彦

産後ケア対策の充実を求める意見書

子供を産み育てることは何事にも代えがたい尊い行為である。

しかしながら、出産は、女性の心身に大きな負担を与えるものであり、特に出産直後から数か月間は、ホルモンバランスの変化や授乳による生活のリズムの変化等により、精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

しかし、近年の晩婚化により女性の出産年齢が年々高くなるとともに、核家族化や地域社会との関係の希薄化が進んでいる中で、両親等からの支援が受けにくくなっており、健康や育児に不安を抱える母親が増加しているのが現状である。

こうした中、国においては、産後における心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア」について、今年度から、「妊娠・出産包括支援モデル事業」を実施しているが、少子化対策を進める上でも産後ケア対策を早急に確立する必要がある。

よって国においては、産後ケア対策の充実を図るため、下記事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 本モデル事業の成果を踏まえた産後ケアの提供体制を早急に整備すること。
- 2 産後ケアの提供体制の整備に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないように必要な措置を講ずること。
- 3 産後ケアを担う人材の育成・確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。